

令和元年度 第1回碧南市学校施設開放運営審議会 次第

日時：令和元年8月7日（水）午後3時

会場：碧南市臨海体育館会議室

1 挨拶ならびに会長・委員任命

2 委員紹介

3 副会長の選出

4 議題

(1) 平成30年度学校施設開放事業結果について

(2) 令和元年度学校施設開放事業計画について

(3) 令和元年度学校施設開放利用団体

(4) トラブル発生状況

5 その他

(1) 学校施設開放に関する利用上の注意について

(2) 学校施設開放に関する条例ならびに規則について

令和元年度碧南市学校施設開放運営審議会委員名簿

	氏 名	役員職名等	備考
	神谷 晃	新川小学校長	開放施設校の校長
※	多田 宏明	中央小学校長	
※	杉浦 かおり	棚尾小学校長	
	長谷 栄次	東中学校長	
	立花 明德	西端小学校長	
※	伊豫田 祥子	碧南高等学校長	
	稲垣 孝臣	碧南工業高等学校長	
	伴野 義雄	碧南市スポーツ協会理事長	識見を有するもの
	井上 浩之	碧南市スポーツ推進委員	スポーツ推進委員
	池田 定史	インディアカ協会	社会教育関係団体の代表者
※	杉浦 行一	少年野球育成連盟	
※	石川 いづみ	バレーボール協会	
	岡田 一穂	碧南空手道会	
	近藤 美孝	碧南市サッカー協会	

任期：平成31年4月1日～令和2年3月31日（1年）

※ 新委員

平成30年度 学校施設開放結果

市民にとって最も身近な施設である学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で開放し、地域スポーツの普及・振興を図るとともに生涯スポーツの基盤とした。

(1) 学校施設開放種目別登録団体

平成31年3月31日時点

種目	バレーボール	バスケットボール	卓球	軟式野球	ソフトバレー	バドミントン	サッカーフットサル	インディアカ	体操	その他	合計
団体数	16	15	4	8	11	4	16	3	6	14	97
登録者数	321	290	108	269	147	57	2,556	39	174	299	4,260

※その他：剣道4、空手道4、ソフトボール1、ソフトテニス2、マーチング1、ディスクドッチ2

(2) 学校施設開放状況

平成31年3月31日時点

開放校	対象	開放日時	開放施設	種目	回数	人数
新川小学校	昼間児童	土・日曜日の昼間 9～12時/13～17時	グラウンド・体育館	少年野球・少年サッカー・新体操	129	5,549
	昼間一般	土・日曜日の昼間 9～12時/13～17時	体育館	バレーボール	21	242
	夜間	月～日曜日の夜間 19～22時	体育館	バレーボール・新体操・バスケットボール	223	5,016
中央小学校	昼間児童	土・日曜日の昼間 9～12時/13～17時	グラウンド・体育館	少年野球・少年サッカー・新体操	90	1,934
	昼間一般	土・日曜日の昼間 9～12時/13～17時	体育館	バレーボール	30	376
	夜間	火～日曜日の夜間 19～22時	体育館	バレーボール・ソフトバレー・バスケットボール・新体操	125	2,075
大浜小学校	昼間児童	土・日曜日の昼間 9～12時/13～17時	グラウンド・体育館	少年野球・少年サッカー・バスケットボール	176	7,075
	昼間一般	土・日曜日の昼間 9～12時/13～17時	体育館	バレーボール・バスケットボール	66	1,515
	夜間	月～日曜日の夜間 19～22時	体育館	バレーボール・バドミントン・新体操・バスケットボール等	328	3,878
棚尾小学校	昼間児童	土・日曜日の昼間 9～12時/13～17時	グラウンド・体育館	少年野球・少年サッカー・バスケットボール	155	339
	昼間一般	土・日曜日の昼間 9～12時/13～17時	体育館	バレーボール・バスケットボール	18	166
	夜間	月～日曜日の夜間 19～22時	体育館	バレーボール・バドミントン・新体操・ソフトバレー等	185	8,115
日進小学校	昼間児童	土・日曜日の昼間 9～12時/13～17時	グラウンド	少年サッカー	57	3,175
	昼間一般	土・日曜日の昼間 9～12時/13～17時	体育館	バレーボール・ソフトバレー・インディアカ	84	1,021
	夜間	火～日曜日の夜間 19～22時	体育館	バレーボール・ソフトバレー・インディアカ・サッカー	99	885

開放校	対象	開放日時	開放施設	種目	回数	人数
鷺塚小学校	昼間児童	土・日曜日の昼間 9～12時/13～17時	グラウンド・体育館	新体操・少年野球・ 少年サッカー	123	5,905
	昼間一般	土・日曜日の昼間 9～12時/13～17時	体育館	バレーボール	29	465
	夜間	火～日曜日の夜間 19～22時	体育館	ソフトバレー・新体操・サッカー	61	1,212
西端小学校	昼間児童	土・日曜日の昼間 9～12時/13～17時	グラウンド	少年野球・少年サッカー	137	5,334
	昼間一般	土・日曜日の昼間 9～12時/13～17時	体育館	バレーボール	27	374
	夜間	火～日曜日の夜間 19～22時	体育館	ソフトバレー・バスケボール・ よさこい踊り	72	977
新川中学校	夜間	月～日曜日の夜間 19～22時	体育館・ 卓球場・武道場	バスケボール・バドミントン・ 卓球・空手道・体操等	534	8,721
	夜間	月～日曜日の夜間 19～21時	グラウンド・テニスコート	ソフトボール・サッカー・テニス	186	6,447
	昼間一般	日曜日昼間（不定期）	グラウンド	サッカー	0	0
中央中学校	夜間	火～日曜日の夜間 19～22時	体育館・武道場	インディアカ・ソフトバレー・ 剣道・フットサル等	330	5,510
	夜間	火～日曜日の夜間 19～21時	グラウンド・テニスコート	サッカー・テニス	223	15,720
	昼間一般	日曜日昼間（不定期）	グラウンド	サッカー	0	0
南中学校	夜間	月～日曜日の夜間 19～22時	体育館・卓球場	バスケボール・バレーボール・ ソフトバレー・空手道等	338	5,372
	昼間一般	日曜日昼間（不定期）	グラウンド	サッカー	0	0
東中学校	夜間	火～日曜日の夜間 19～22時	体育館・卓球場	バスケボール・剣道・ バレーボール	350	7,648
	夜間	火～日曜日の夜間 19～21時	グラウンド	サッカー・ソフトボール	147	6,030
	昼間一般	日曜日昼間（不定期）	グラウンド	サッカー	0	0
西端中学校	夜間	火～日曜日の夜間 19～22時	体育館・卓球場	バスケボール・バレーボール・ ソフトバレー・剣道・卓球	472	7,333
	夜間	火～日曜日の夜間 19～21時	グラウンド	サッカー	102	2,666
	昼間一般	日曜日昼間（不定期）	グラウンド	サッカー	0	0
碧南高	昼間児童	毎月第1日曜日 8～17時	グラウンド	少年野球	0	0
碧南工	昼間一般	日曜日昼間（不定期）	グラウンド	サッカー	0	0

○年間延べ利用回数 4,917 回（平成29年度実績 4,807回）

○年間延べ利用人数 121,075 人（平成29年度実績 117,923人）

令和元年度 碧南市学校施設開放事業計画

1 事業概要

学校の体育施設を授業や行事に支障のない範囲で地域スポーツのために開放する。

利用できる者は、あらかじめ学校開放登録団体として許可を受けた団体。

2 利用団体条件

構成人員の10人以上が市内在住又は在勤の者であるグループ。

3 開放期間

平成31年4月～令和2年3月

4 開放校

(1) 小学校 (7校) 新川小、中央小、大浜小、棚尾小、日進小、鷺塚小、西端小

(2) 中学校 (5校) 新川中、中央中、南中、東中、西端中

(3) 高等学校 (2校) 碧南高等学校、碧南工業高等学校

5 開放施設及び形態

(1) 開放施設 体育館、武道場、卓球場、グラウンド、テニスコート

(2) 開放形態 別紙表参照

6 利用申請及び許可

(1) 昼間の小・中学校(グラウンド)及び高等学校

教育委員会スポーツ課へ年間利用申請書を提出し、許可(許可書)を受ける。

高等学校は、行政財産使用許可申請書により、当該学校長宛に申請し許可を受ける。

(2) 昼間の小学校(体育館)、夜間の小・中学校

利用日の属する月の3ヶ月前から利用日前日まで(夜間屋外施設は3日前まで)に、
碧南市公共施設予約案内システムに入力する。

7 管理指導員

施設の整備点検を行い、安全を確保するとともに利用者の事故防止に努める。

又、利用者に利用方法その他必要事項を指示する。

8 学校施設開放事業に係わる諸会合

- | | | |
|--------------------|--------------------|-------|
| (1) 運営審議会 | 令和 元年8月 7日(水) 午後3時 | 臨海体育館 |
| (2) 代表者及び管理指導員説明会 | 令和 2年3月22日(日) 午後6時 | 臨海体育館 |
| (3) 小・中学校関係者事務打合せ会 | 平成31年4月25日(木) 午後4時 | 臨海体育館 |

令和元年度 学校施設開放事業計画（小学校）

令和元年6月22日現在

	午前		午後		夜間	
	休業日 9:00～12:00		休業日 13:00～17:00		体育館 19:00～22:00	
	種目(曜日)	団体名	種目(曜日)	団体名	(曜日)種目	団体名
新 川 小学校	グラウンド		グラウンド		(月)新体操	碧南新体操クラブ※
	(土)(日)少年野球	新川ベガス※	(土)(日)少年野球	新川ベガス※	(火)バレーボール	サン・マミーズ(半面)
	(土)(日)少年サッカー	新川サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	新川サッカー少年団※	バスケットボール	SEGARE(半面)
	体育館		体育館		(水)新体操	みなみ新体操クラブ※
	(日)新体操	リトルプリンセスRG※	(土)バレーボール	サン・マミーズ	(木)バレーボール	碧南クラブ
中 央 小学校	グラウンド		グラウンド		(金)バレーボール	碧クラブ(半面)
	(土)(日)少年野球	碧南コスモス※	(土)(日)少年野球	碧南コスモス※	バレーボール	ジオン軍(半面)
	(土)(日)少年サッカー	中央サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	中央サッカー少年団※	(土)バスケットボール	市スポーツ教室
	体育館		体育館		(日)バスケットボール	SEGARE
	(土)元気ッス！キッズ	市スポーツ教室	(土)バレーボール	中央レッツ	(火)バレーボール	中央レッツ
大 浜 小学校	グラウンド		グラウンド		(水)ソフトバレー	中央ピース
	(土)(日)少年野球	大浜ファイターズ※	(土)(日)少年野球	大浜ファイターズ※	(木)新体操	碧南新体操クラブ※
	(土)(日)少年サッカー	大浜サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	大浜サッカー少年団※	(金)バスケットボール	SEGARE
	体育館		体育館		(土)	
	(土)バスケットボール	碧南アンビシャス※	(土)バレーボール	大浜	(日)ソフトバレー	c o p a n
棚 尾 小学校	グラウンド		グラウンド		(月)スーパーキッズ	へきなん総合型スポーツクラブ
	(土)(日)少年野球	大浜ファイターズ※	(土)(日)少年野球	大浜ファイターズ※	(火)バレーボール	大浜(半面)
	(土)(日)少年サッカー	大浜サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	大浜サッカー少年団※	バドミントン	みんなdeリング25(半面)
	体育館		体育館		(水)バドミントン	REC
	(日)バスケットボール	F T C 碧南	(土)バレーボール	へきなん総合型スポーツクラブ	(木)バレーボール	ZEBRA
日 進 小学校	グラウンド		グラウンド		(金)	碧南ジュニアOCEAN WINS
	(土)(日)少年野球	碧南ライナーズ※	(土)(日)少年野球	碧南ライナーズ※	(日)ディスクドッジ	大浜子ども会OB会
	(土)(日)少年サッカー	棚尾サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	棚尾サッカー少年団※	(月)ソフトバレー	はびねすNTK
	体育館		体育館		(火)	
	(土)バスケットボール	碧南アンビシャス※	(土)バレーボール	たなお	(水)新体操	リトルプリンセスRG※
鷺 塚 小学校	グラウンド		グラウンド		(木)バスケットボール	碧南アンビシャス※
	(土)(日)少年野球	鷺塚ジャガーズ※	(土)(日)少年野球	鷺塚ジャガーズ※	(金)エアロビクス	市スポーツ教室
	(土)(日)少年サッカー	鷺塚サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	鷺塚サッカー少年団※	(土)新体操	碧南新体操クラブ※
	体育館		体育館		(日)バスケットボール	NAIVE(半面)
	(土)体操	西端体操クラブ	(土)バレーボール	旭クラブ		HUSKIES(半面)
西 端 小学校	グラウンド		グラウンド		(火)バレーボール	旭クラブ
	(土)(日)少年野球	西端少年野球クラブ※	(土)(日)少年野球	西端少年野球クラブ※	(水)ソフトミニバレー	ママキャロット
	(土)(日)少年サッカー	西端サッカー少年団※	(土)(日)少年サッカー	西端サッカー少年団※	(木)インディアカ	ビギナーズ
	体育館		体育館		(金)サッカー	碧南フットボールクラブ※
	(日)キッズプレイジウム教室	へきなん総合型スポーツクラブ	(日)新体操	碧南新体操クラブ※	(土)	

____グラウンド

____グラウンド

団体名後の※印
スポーツ少年団所属団体

	午前		午後		夜間	
	休業日 9:00~12:00		休業日 13:00~17:00		体育館・卓球場・武道場 19:00~22:00 グラウンド・テニスコート 19:00~21:00	
	種目(曜日)	団体名	種目(曜日)	団体名	(曜日)種目	団体名
新 川 中学校	(日) サッカー (日) サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日) サッカー (日) サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(月) バスケットボール 空手道※2 (火) バスケットボール 卓球※1 ソフトテニス※3 (水) 健康体操 空手道※2 (木) 部活動支援事業 卓球※1 空手道※2 (金) バドミントン 卓球※1 (土) バスケットボール 空手道※2 (日) バスケットボール バスケットボール 卓球※1	碧南ジュニア 山田道場 エクストラベル さくらT. C 碧S T C 新川体操クラブ 碧南市空手スポーツ少年団新川支部※ バスケットボール ひよっ子卓球クラブ 山田道場 衣浦バドミントンクラブ さくらT. C たけしくらぶ2nd 碧南市空手スポーツ少年団新川支部※ B B M (半面) シーパーズ (半面) さくらT. C
中 央 中学校	(日) サッカー (日) サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日) サッカー (日) サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(火) バスケットボール 空手道※2 (水) ソフトバレー 剣道※2 (木) バドミントン 空手道※2 部活動支援事業※3 (金) フットサル (土) インディアカ 剣道※2 (日) フットサル	碧南ジュニア 碧南空手道会大浜支部中央※ にこにこくらぶ 中剣会 ジュビター 碧南空手道会大浜支部中央※ ソフトテニス 碧南市サッカー協会フットサル委員会 ウイングス 中剣会 碧南市サッカー協会フットサル委員会
南 中学校	(日) サッカー (日) サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日) サッカー (日) サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(月) 部活動支援事業 (火) バレーボール (水) バスケットボール (木) バスケットボール (金) バレーボール (土) バレーボール ドッチボール 空手道※1 (日) バスケットボール	バレーボール たなお 碧南B. B. C WORLD 碧南ジュニアOCEAN WINS EEL (半面) ラクダS. C (半面) 空手協会※ ガスターズ
東 中学校	(日) サッカー (日) サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日) サッカー (日) サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(火) バレーボール 剣道※1 (水) バレーボール 剣道※1 (木) サッカー (金) バスケットボール (土) バスケットボール 剣道※1 (日) バスケットボール	鷺塚リリース 神修会 碧南ジュニアOCEAN WINS 鷺塚剣道クラブ※ 碧南フットボールクラブ※ 碧南クラブ F T C 碧南 神修会 Tail Castle
西 端 中学校	(日) サッカー (日) サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(日) サッカー (日) サッカー	碧南市サッカー協会 碧南フットボール クラブ※	(火) バレーボール バレーボール 卓球※1 (水) バスケットボール 剣道※12 (木) バレーボール 剣道※12 (金) ソフトバレー 卓球※1 (土) よさこい 剣道※12 (日) バスケットボール	西端ニューメイツ (半面) ひまわり (半面) 碧南市卓球協会 源さん 西端剣道クラブ※ ウルーズ・カマラード 西端剣道クラブ※ ユッティ 碧南市卓球協会 神起～星宿～ 西端剣道クラブ※ デストロイダー

グラウンド

グラウンド

※1 卓球場

※2 武道場

※3 テニスコート

団体名後の※印

スポーツ少年団所属団体

令和元年度 利用団体の登録状況（種目別）

令和元年8月1日現在

種 目	令和元年度 登録団体	平成30年度 登録団体	比 較	令和元年度 登録人員	平成30年度 登録人員	比 較
バレーボール	16	16	0	322	321	1
バスケットボール	18	15	3	359	290	69
バドミントン	4	4	0	57	57	0
インディアカ	3	3	0	42	39	3
体操（新体操・ 健康体操等）	6	6	0	65	174	-109
剣道	4	4	0	102		
空手	4	4	0	76	185	-109
ソフトバレー・ ソフトミニバレー	9	11	-2	123	147	-24
卓 球	3	4	-1	133	108	25
少年野球	6	6	0	281	246	35
少年サッカー	7	7	0	502	503	-1
軟式野球	2	2	0	22	23	-1
サッカー・ フットサル	10	9	1	2,210	2,053	157
ソフトボール	1	1	0	16	16	0
テニス・ ソフトテニス	1	2	-1	11	24	-13
その他	3	3	0	83	74	9
計	97	97	0	4,404	4,260	144

※ その他…マーチング、ディスクドッチ、よさこい踊り

平成31年度 登録団体一覧表

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
旭クラブ	バレーボール	伊藤 久代	伊藤 久代	12
EEL	バレーボール	都築 知佳	小池 祐穂	14
ウルズ・カマート	バレーボール	鈴木 雅子	鈴木 雅子	20
大浜	バレーボール	河村 千浪	祢宜田三枝子	14
サン・マミーズ	バレーボール	小島 弥生	古井 露子	12
ジ・オン軍	バレーボール	牧 勝博	牧 勝博	10
ZEBRA	バレーボール	石川 幸子	石川 幸子	10
たなお	バレーボール	平澤 美有希	平澤 美有希	16
中央レッツ	バレーボール	松井 広美	長坂 ゆかり	16
西端ニューメイツ	バレーボール	西村 照美	新美 早苗	15
ひまわり	バレーボール	高橋 友子	杉浦 恵子	10
碧南クラブ	バレーボール	佐合 よし子	磯貝 由佳	17
碧南ジュニアOCEAN WINS	バレーボール	宗宮 直人	宗宮 直人	100
へきなん総合型スポーツクラブ	バレーボール	杉浦 民生	横山 金矢	30
碧クラブ	バレーボール	佐藤 美和子	山田 伊保里	14
鷺塚リリース	バレーボール	亀薦 美香	伊藤 由美子	12
エクストラベル	バスケットボール	佐野 克成	佐野 克成	20
SGR	バスケットボール	小池 晴美	小池 晴美	10
FTC碧南	バスケットボール	山中 裕宜子	山中 裕宜子	50
カスターズ	バスケットボール	竹内 竜太	竹内 竜太	10
源さん	バスケットボール	沢田 真理子	柘植 美己	17
シーパース	バスケットボール	生田 亮紀	加藤 寿臣	18
SEGARE	バスケットボール	小池 勝博	小池 勝博	10
たけしくらぶ2nd	バスケットボール	山田 純香	山田 修二	20
Tail Castle	バスケットボール	太田 友規	太田 友規	10
デストロイダー	バスケットボール	山口 和成	山口 和成	18
NAÏVE	バスケットボール	山中 元公	山中 元公	16
HUSKIES	バスケットボール	角谷 亜門	角谷 亜門	20
BBM	バスケットボール	村松 庄大朗	村松 庄大朗	20
碧南アンビシャス	バスケットボール	榊原 勝也	榊原 勝也	54

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
碧南クラブ	バスケットボール	今氏 靖浩	今氏 靖浩	20
碧南ジュニア	バスケットボール	杉浦 準	杉浦 準	14
碧南BBC	バスケットボール	杉浦 準	杉浦 準	14
WORLD	バスケットボール	永井 達也	永井 達也	18
衣浦バドミントンクラブ	バドミントン	山岸 良行	山岸 良行	12
ジュビター	バドミントン	岡本 茂義	岡本 茂義	11
みんなdeリンク25	バドミントン	亀島 政司	亀島 政司	19
REC	バドミントン	磯貝 春美	磯貝 春美	15
ウイングス	インディアカ	池田 定史	池田 詔子	10
ビギナース	インディアカ	金子 由美子	金子 由美子	12
ブテイノ	インディアカ	小笠原 清恵	小笠原 清恵	20
大浜子ども会OB会	テイスルトッチ	亀島 友美	亀島 友美	35
ラクダS.C	ドッチボール	梅村 知裕	梅村 知裕	30
新川体操クラブ	健康体操	杉浦 卿子	板倉 弥生	25
神起～星宿～	よさこい	神谷 誠	日高 志保	18
西端体操クラブ	体操	一藁 貴之	一藁 貴之	12
碧南新体操クラブ	新体操	亀薦 初野	亀薦 初野	50
みなみ新体操クラブ	新体操	松田 さよ子	鈴木 さゆり	21
リトルリンセスRG	新体操	水野 加奈子	水野 加奈子	34
空手協会	空手道	井上 浩之	井上 浩之	22
碧南空手道会大浜支部中央	空手道	角谷 利明	角谷 剛	20
碧南市空手スポーツ少年団新川支部	空手道	岡田 一穂	岡田 一穂	22
山田道場	空手道	山田 守	山田 守	12
神修会	剣道	鈴木 章博	鈴木 章博	40
中剣会	剣道	岩田 昭仁	岩田 昭仁	10
西端剣道クラブ	剣道	原田 勝美	安場 愛	35
鷲塚剣道クラブ	剣道	松崎 光夫	松崎 光夫	17
ORANGE	ソフトバレー	山田 博一	宗像 久美子	11
コスモス	ソフトバレー	杉浦 高之	因 章吾	15
Copan	ソフトバレー	川手 真弓	川手 真弓	10
中央ビース	ソフトバレー	生田 かおり	生田 かおり	12

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
にこにこくらぶ	ソフトバレー	筒井 里美	筒井 里美	14
はびねすNTK	ソフトバレー	磯貝 正和	磯貝 正和	11
フレッシュ	ソフトバレー	福田 武士	福田 武士	15
マキヤロット	ソフトミニバレー	鈴木 佳世子	新實 道代	12
ユッティ	ソフトバレー	神谷 豊	福西 葉子	23
さくらT.C	卓球	岩間 研二	岩間 研二	109
ひよっ子卓球クラブ	卓球	杉浦 義隆	杉浦 義隆	10
碧南市卓球協会	卓球	岩間 己喜夫	岡本 章	14
碧南市サッカー協会フットサル委員会	フットサル	角谷 泰善	角谷 泰善	215
大浜ファイターズ	少年野球	鬼頭 正二	鬼頭 正二	29
新川ベガサス	少年野球	山田 龍二	山田 龍二	56
西端少年野球クラブ	少年野球	鳥居 牧夫	原田 政一	14
碧南コスモス少年野球クラブ	少年野球	杉浦 秀夫	杉浦 秀夫	32
碧南ライオンズ	少年野球	鈴木 友喜広	加藤 明	94
鷺塚ジャガーズ	少年野球	大野 正八	杉浦 賢次	56
大浜サッカー少年団	少年サッカー	富田 芳和	富田 芳和	62
新川サッカー少年団	少年サッカー	鳥居 良一	後藤 幸彦	91
棚尾サッカー少年団	少年サッカー	石川 征二	石川 征二	92
中央サッカー少年団	少年サッカー	建部 誠	建部 誠	44
西端サッカー少年団	少年サッカー	鳥居 弘幸	鳥居 弘幸	78
日進サッカー少年団	少年サッカー	黒田 巖	黒田 巖	70
鷺塚サッカー少年団	少年サッカー	鈴木 淳	鈴木 淳	65
OCEAN'S9	軟式野球	生田 亮紀		11
JAあいち中央碧南青年部野球部	軟式野球	三島 一太		11
愛建連碧南支部ソフトボール部	ソフトボール	白井 正人		16
千古園	サッカー	油谷 奏一郎		15
碧南工業高校サッカー部	サッカー	神谷 知史		40
碧南市サッカー協会	サッカー	榊原 健		1505
碧南市サッカー協会シニア委員会	サッカー	杉浦 光		108
碧南市消防第5分団	サッカー	杉浦 邦彦		19
碧南女子サッカースクール	サッカー	若林 幸一		19

団体名	利用種目	代表者名	管理指導員	会員数
碧南トレセン	サッカー	鈴木 貴仁		120
碧南フットボールクラブ	サッカー	榊原 健	近藤 美孝	152
碧フットボールスクール	サッカー	杉浦 光		17
碧STC	ソフトテニス	上野 雄二		11
夜間屋外施設点灯員	新川中		石川 信夫	
夜間屋外施設点灯員	西端中		若園 春三	
夜間屋外施設点灯員	東中		東海林 秀治	
夜間屋外施設点灯員	中央中		野々山 良子	

平成30年4月～令和元年7月 トラブル発生状況

- 1 学校側が利用不可日として申請をしていたにもかかわらず、代表者が利用不可日一覧表の確認を行わずに使用した。(中央小など)
- 2 利用団体の必要物品をグラウンドに置きっぱなしの状態とした。(中央小)
- 3 学校利用時に学校の備品を破損させてしまった。(大浜小、東中)
- 4 体育館内に学校行事で貼られているグリーンシートがあり、学校利用の際には剥がさないことが条件であったのだが、剥がして使用した。また、剥がした後も元の状態に復旧しなかった。(西端小)
- 5 学校内の駐車場を学校行事で利用していた保護者に対して、学校開放団体の指導者が、車の運転等に対して罵倒を行った。(新川小)
- 6 学校開放利用者の車が、学校職員の帰宅を妨げるような形で駐車されていることがあった。(東中など)
- 7 バレーボール用の支柱が重く、利用時に怪我をする可能性がある。(日進小)
- 8 倉庫内の整理整頓ができていない。(東中)
- 9 利用後の電気の消し忘れ、鍵の閉め忘れがあった。(南中など)
- 10 床にガムと思われるごみが複数箇所貼り付いていた。(中央中)
- 11 学校周辺の路上に駐車し、近隣住民より苦情の電話があった。(中央中)

上記のようなトラブルが発生いたしました。トラブルが発生した際には、該当学校を利用する団体に対して、口頭注意または文書送付により、再発防止に努めていただくようにしております。

学校施設開放に関する利用上の注意

1 開放の形態

開放校と開放時間

対 象	開放日・開放時間	開放施設	条 件
屋内 午前	休校日 9:00～12:00	体育館	登録団体でその学校使用の許可を得た団体
屋外 午前		グラウンド	
屋内 午後	休校日 13:00～17:00	体育館	
屋外 午後		グラウンド	
屋内 夜間	各曜日 19:00～22:00	体育館 卓球場 武道場	
屋外 夜間	各曜日 19:00～21:00	グラウンド テニスコート	

2 学校施設使用時の予約について

- (1) 昼間の小学校（体育館）、夜間の小・中学校（体育館、卓球場、武道場）

使用月の3ヶ月前から前日までに、公共施設予約システムにより利用申請をすること。

- (2) 夜間の中学校（グラウンド、テニスコート）

利用申請については、3日前までに行ってください。

公共施設予約システムでの予約について

- ・パソコン、携帯電話での予約：『碧南市ホームページ⇒公共施設予約システム』
- ・公共施設に設置されている利用者端末機での予約

【設置施設】

臨海体育館、碧南市役所、文化会館、東部・南部市民プラザ、農業者コミュニティセンター

- (3) 昼間の小・中学校（グラウンド）

教育委員会スポーツ課へ年間利用申請書を提出し、許可（許可書）を受けること。

変更等があった場合は、速やかにスポーツ課に連絡すること。

3 使用料及び照明料

施 設	施設使用料	
	体育館等使用料	夜間照明施設使用料
体育館	無 料	全面1時間 4 2 0 円
卓球場		
武道場		全面2時間 4, 3 2 0 円
グラウンド		
テニスコート		1面2時間 6 0 0 円

4 賠償責任

利用者が開放校の施設、備品、設備等を破損したり、紛失した場合は、利用者が賠償すること。

5 利用上の注意事項

- (1) 管理指導員の指示に従うこと。
- (2) 利用の際は、利用許可証（別添）を必ず持参すること。
- (3) 開放施設以外には絶対入らないこと。
- (4) 学校敷地内では、喫煙・飲酒をしないこと。喫煙は学校の敷地外で行い、吸殻入れは各団体で用意すること。
- (5) ごみ等は利用者で持ち帰り、学校敷地内には残さないこと。

- (6) 利用後は、火気の点検、施設等の整理、清掃、屋内においては、施設内すべての施設などを必ず行い、屋外においては、グラウンド・テニスコートの整地を行うこと。
- (7) 体育館利用の場合は屋内シューズ、テニスコート利用の場合はテニスシューズを使用すること。
- (8) 自動車および自転車の乗り入れ・駐車は整頓よく行い、管理指導員の指示に従うこと。
- (9) 施設、物品を破損した場合、必ず翌日の朝までに学校へ報告すること。(児童、生徒への危険回避のため。)
- (10) 利用団体に所属しない者を施設内に入れない。ただし、試合等での相手チーム、審判員、救護員等はその限りではない。マナーを守り責任を持って使用すること。
- (11) 利用後は、校門を閉めること。
- (12) 子ども(中学生以下)のいる団体については午後9時までに終了すること
- (13) その他、スポーツマンとしてのマナーを守り、施設・設備を大切に扱うこと。

(別紙「学校体育施設を利用する皆さんへ」を会員に配布し、記載事項を遵守すること)

- (14) 雨天の場合、ナイター利用ができるかどうかは、『当日の午後5時以降』に臨海体育館に確認すること。又、天候不良・会場不良に伴うキャンセルは、無料となります。

必ず、臨海体育館までご連絡ください。(臨海体育館 TEL: 48-5311)

臨海体育館が休館日の場合は、以下の夜間屋外施設点灯員に直接確認すること。

新川中学校 石川 信夫 TEL: 48-3877

中央中学校 野々山良子 TEL: 41-0196

東中学校 東海林秀治 TEL: 41-7597

西端中学校 若園 春三 TEL: 48-1029

6 利用できる施設・設備の範囲

区分	施設	設備	備品
屋内	体育館・武道場・卓球場	トイレ・水飲場	支柱・卓球台・ネット・得点板など
屋外	グラウンド・テニスコート	トイレ・水飲場	ネット・整地用トンボ・ローラーなど

7 利用の中止および登録の取り消し

利用団体が申請と異なった利用をした場合、利用の中止および登録の取り消しを行います。※上記の注意事項を守らなかった場合についても、利用の中止および登録の取り消しを行います。

8 支払い

- (1) 口座引落の場合は、後納となります。(利用日の翌月末日に引落になります。)
- (2) 現金支払いの場合は、原則的には公民館窓口等にて当日お支払いをお願いします。(屋内施設利用団体は、鍵を取りに行く際・屋外ナイター施設利用団体につきましては、最寄りの公民館にて)

9 取り消し

自己の都合で取り消しをする場合は、1週間前までに行なって下さい。

※1週間～前日は半額、当日の取り消しは全額のキャンセル料がかかります。

この場合のキャンセルは、文化会館、臨海体育館、南部市民プラザ、東部市民プラザ、農業者コミュニティセンター、各公民館で行なって下さい。

10 学校行事による不可【※重要※】

- (1) 学校行事等により、利用不可の場合、前月の20日頃までに施設利用不可日一覧表を、各公民館（西端小・西端中の場合は、農業者コミュニティセンター）に連絡いたします。また、ホームページへの掲載を行います。臨時に利用不可連絡がありますので、**管理指導員は定期的に確認してください。**
- (2) 施設の利用不可連絡が入った場合、原則として団体で取り消しをしてください。
- (3) 利用日まで1週間以上の期間がない場合、スポーツ課より電話にて各団体に連絡をします。又、この場合には、スポーツ課にて取り消しを行ないます。

11 公民館休館日による不可

- (1) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (2) 月曜日及び月曜祝日に伴う火曜日休館日

※但し、新川公民館、棚尾公民館、大浜公民館は除く。対象は屋内施設とします。

12 その他

(1) 台風等による利用の中止について

暴風警報が発令された場合は、利用はできません。又、暴風警報が発令されることが予想される場合で利用を中止する場合は臨海体育館まで連絡してください。

(2) 自動体外式除細動器（AED）設置について

設置場所：各学校の来賓用玄関周辺【施設内となります】

AED周辺には表示看板が設置されています。

碧南工業高等学校については、管理棟と授業棟間の渡り廊下及び自動販売機横に設置されています。

使用時において、玄関が施錠されている場合は、ガラスを割り施設内に入りAEDを持ち出して使用願います。

(3) AEDの貸し出しについて

スポーツ課においてAED（2台）の貸し出しを行なっています。

(4) その他

ア 消防署等で行なわれる普通救命講習会ではAEDの使用方法が盛り込まれておりますので、各団体において積極的な受講をお願いします。

イ AEDを実際に使用した場合は、速やかに学校及びスポーツ課までご連絡をお願いします。

ウ 1歳未満の乳児に対しては使用しないようお願いします。1歳～8歳未満の小児の場合は、小児用パッドを使用願います。

学校体育施設を利用する皆さんへ

体育館・卓球場・武道場利用上の遵守事項

碧南市教育委員会

- 1 利用許可以外の施設に立ち入らないこと。
- 2 スポーツマンとしてのマナーを守り、施設・設備に大切に扱うこと。
- 3 大会時の観戦者のマナーも利用団体で責任を持って指導すること。

4 学校敷地内では、絶対に喫煙・飲酒しないこと。

喫煙は、学校敷地外で各団体が用意した指定吸殻入れを使用すること。

- 5 ごみ・空き缶などは利用者が持ち帰り、学校敷地内には残さないこと。
- 6 体育館内では、屋内専用シューズに履き替えること。屋内用と屋外用とを区別して使用すること。（体育館外での休憩、トイレに行くときなども入口で履き替えること。）
- 7 利用後は火気の点検、施設・設備の整理、体育館内外の清掃、施錠などを必ず行うこと。
- 8 自動車・自転車は整頓よく駐車場に駐車すること。
- 9 その他のことは、管理指導員の指示に従うこと。

以上の項目が遵守できない場合は、利用ができなくなる場合があります。

利用できる施設・備品の範囲

施設…体育館・卓球場・武道場・トイレ・水飲場
備品…支柱・卓球台・得点板・ネットなど

学校体育施設を利用する皆さんへ

グラウンド・テニスコート利用上の遵守事項

碧南市教育委員会

- 1 利用許可以外の施設に立ち入らないこと。
- 2 スポーツマンとしてのマナーを守り、施設・設備に大切に扱うこと。
- 3 大会時の観戦者のマナーも利用団体で責任を持って指導すること。

4 学校敷地内では、絶対に喫煙・飲酒しないこと。

喫煙は学校敷地外で行い、各団体が用意した指定吸殻入れを使用すること。

- 5 ごみ・空き缶などは利用者が持ち帰り、学校敷地内には残さないこと。
- 6 利用後はグラウンド及び設備の整理、清掃を必ず行うこと。
- 7 テニスコート利用者はテニスシューズを使用し、利用後は必ずブラシかけ、ローラーを引くこと。
- 8 自動車・自転車は整頓よく駐車場に駐車すること。
- 9 その他のことは、管理指導員の指示に従うこと。

以上の項目が遵守できない場合は、利用ができなくなる場合があります。

利用できる施設・備品の範囲

施設…グラウンド・テニスコート・トイレ・水飲場
備品…ネット・整地用トンボ・ローラーなど

7・8月の学校施設開放利用不可日について

学校施設開放管理指導員 殿

令和1年8月2日 現在

「×」の時間帯はご利用できません。

午前：9時～12時 午後：13時～17時 夜間：19時～22時

所属会員に周知徹底いただきますようお願いいたします。

●新川小学校 7月							●新川小学校 8月						
体育館			グラウンド				体育館			グラウンド			
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
1 月							1 木						
2 火							2 金						
3 水							3 土	×	※1				
4 木							4 日		×				
5 金							5 月						
6 土	×						6 火						
7 日			×				7 水						
8 月							8 木						
9 火							9 金						
10 水							10 土						
11 木							11 日						
12 金							12 月						
13 土	×	×					13 火						
14 日							14 水						
15 月							15 木						
16 火							16 金						
17 水							17 土	×	×	×			
18 木							18 日						
19 金							19 月			※3			
20 土	×	×					20 火						
21 日			×				21 水						
22 月							22 木						
23 火							23 金						
24 水							24 土		×	×	※2		
25 木							25 日				※2		
26 金							26 月						
27 土	×	×					27 火						
28 日			×				28 水						
29 月							29 木						
30 火							30 金						
31 水							31 土		×			×	×

<職員駐車場利用不可日>

7/27, 28 9:30-16:30

8/18 11:00-16:00

駐車場の利用ができません。

<連絡事項>

※1 8/3 14:00まで使用不可

※2 8/24, 25 10:00まで使用不可

※3 8/19 19:30まで使用不可

※本紙は<http://www.city.hekinan.aichi.jp/sports/index.htm>で閲覧できます。

※駐車場は利用者全体で使用しますので整理して駐車願います。

※管理日誌は必ずボールペンで記入し、活動後は必ず校門を閉めてください。

問合せ先：臨海体育館 担当 中根 (TEL 0566-48-5311)

碧南市学校施設開放運営審議会条例 (平成5年3月11日条例第14号)

最終改正:平成23年12月26日条例第22号

改正内容:平成23年12月26日条例第22号 [平成29年4月1日]

○碧南市学校施設開放運営審議会条例

平成5年3月11日条例第14号

改正

平成23年12月26日条例第22号

碧南市学校施設開放運営審議会条例

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、碧南市学校施設開放運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市立の小学校及び中学校の施設開放の運営について、調査及び審議をする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 施設開放校の校長
- (2) スポーツ推進委員
- (3) 社会教育関係団体の代表者
- (4) 識見を有する者

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は教育委員会が任命し、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬その他職務を行うために要する費用の弁償については、別に条例で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月26日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の碧南市スポーツ振興審議会条例(以下「改正前の条例」という。)第3条第2項の規定により任命された碧南市スポーツ振興審議会(以下「旧審議会」という。)の委員である者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、碧南市スポーツ推進審議会条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第2項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同項の規定にかかわらず、同日における旧審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この条例の施行の際現に改正前の条例第4条第2項の規定により選任された会長又は副会長である者は、それぞれ、施行日に、改正後の条例第4条第2項の規定により審議会の会長又は副会長として選任されたものとみなす。

碧南市立小中学校施設の開放に関する規則(平成5年3月25日教育委員会規則第6号)

最終改正:平成23年3月28日教育委員会規則第4号

改正内容:平成23年3月28日教育委員会規則第4号[平成29年4月1日]

○碧南市立小中学校施設の開放に関する規則

平成5年3月25日教育委員会規則第6号

改正

平成6年5月26日教育委員会規則第6号

平成9年6月30日教育委員会規則第6号

平成23年3月28日教育委員会規則第4号

碧南市立小中学校施設の開放に関する規則

碧南市立小中学校施設の開放に関する規則(昭和52年碧南市教育委員会規則第2号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第47条第2項の規定に基づき、市立の小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の施設の社会教育のための開放(以下「学校開放」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(開放校の指定)

第2条 教育委員会は、小中学校の施設の状況を考慮して、学校開放の対象とする小中学校(以下「開放校」という。)を指定するものとする。

(開放施設)

第3条 学校開放の対象とする施設は、開放校の体育施設等(屋内及び屋外の体育施設並びに当該施設の設備をいう。以下「開放施設」という。)とする。

(管理指導員)

第4条 開放施設の整備点検を行い、安全を確保するとともに利用者の事故防止に努めるため、開放校に管理指導員を置く。

2 管理指導員は、学校開放に当たり利用者に利用方法その他必要な事項を指示することができる。

(利用の対象者)

第5条 開放施設を利用できる者は、開放施設の利用について教育委員会の登録を受けた団体(以下「登録団体」という。)とする。

2 登録団体は、構成人員の10人以上が市内に在住し、又は在勤している者でなければならない。

(団体の登録)

第6条 登録団体の登録を受けようとする団体の責任者は、学校開放施設利用団体登録申請書に学校開放施設利用団体会員名簿を添えて教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書を受理した場合において、登録を適当と認めたときは、学校開放施設利用団体登録簿に登録し、学校開放施設利用団体登録証(様式第1号。以下「登録証」という。)を申請者に交付するものとする。

3 登録の有効期間は、毎年4月1日(登録を受けたのが4月2日以降の場合は、登録を受けた日)に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(利用の手続)

第7条 登録団体は、開放施設を利用しようとするときは、利用日の属する月の初日前3月から利用日当日(照明設備を利用する場合にあつては、利用日前3日)までに学校開放施設利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、登録証を提示しなければならない。

2 教育委員会は、開放施設の利用を許可するときは、学校開放施設利用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。

(利用許可の申請等の特例)

第7条の2 開放施設の利用許可の申請等については、前条の規定にかかわらず、碧南市公共施設予約案内システムの利用に関する規則(平成23年碧南市規則第2号)に規定する碧南市公共施設予約案内システムを利用する方法によることができる。

(利用の中止命令及び登録の取消し)

第8条 教育委員会は、登録団体が次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の利用の中止を命じ、又は登録の取消しをすることができる。

(1) 申請内容と異なった利用をしたとき。

(2) 管理指導員の指示に従わなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、開放施設の管理上著しく支障のある行為をしたとき。

(利用の許可の取消し及び変更)

第9条 教育委員会は、学校教育又は開放施設の管理上支障があると認めたときは、利用の許可を取消し、又は変更することができる。

2 開放校の校長は、開放施設の利用の許可の取消し及び変更についての理由が発生したときは、利用日前7日までに教育委員会に通知するものとする。

(事務の委任)

第10条 教育委員会は、開放施設の利用が一時的である場合には、第7条の規定による利用の許可に関する事務を開放校の校長に委任する。この場合において、第7条中「教育委員会」とあるのは「開放校の校長」と、様式第2号中「教育委員会」とあるのは「開放校の校長職氏名」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか学校開放について必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の碧南市立小中学校施設に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により学校開放利用団体として登録を受けている団体は、その有効期間が満了するまでの間は、この規則の規定により登録を受けた団体とみなす。

3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付を受けている学校開放利用許可書は、この規則の規定により交付を受けた学校開放施設利用許可書とみなす。

附 則(平成6年5月26日教委規則第6号)

1 この規則は、平成6年6月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている許可申請書又は交付を受けている利用許可書は、この規則の規定により提出された許可申請書又は交付を受けた利用許可書とみなす。

附 則(平成9年6月30日教委規則第6号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日教委規則第4号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、利用許可の申請に係る改正規定は、同年7月1日から施行する。